

平成28年5月13日

西尾市議会議長 稲垣正明様

西尾市議会議員

鈴木規子

申し入れ書

議長に対し、下記の2点を申し入れます。

記

1. 6月議会の上程予定の議案「西尾市公共施設再配置第1次プロジェクトの契約について」の事前審査となる「議員全体会議」を行わないこと。
2. 地方自治法第115条「議会公開の原則」に則った議事運営を行うこと。

来る5月17日、議長より、西尾市公共施設再配置第1次プロジェクト「仮契約」を議題とする議員全体会議を開催する旨の通知がなされました。

上記プロジェクトは、6月議会に事業契約が上程される予定であり、直前に、市執行部から議員に対して説明がなされることは、議案の事前審査にあたり、地方自治法第115条に規定された「議会公開の原則」に反するものであります。

会議公開の原則とは、傍聴の自由、報道の自由、会議録の閲覧を認め、議事の公開を保障するものです。事前審査は、議会と首長が一步離れて議案と審議、そして議決と執行の権限を分かち合う「大統領制」の組織原則にもとり、議会の権威を失い、首長の責任体制を否定されることになりかねないものであることを指摘し、このような会議を行わないよう申し入れます。

議長は、3月議会開会前日にも、3月議会に上程された債務負担行為について、同様に非公開・非公式の議員全体会議を開催し、事前審査を行っています。同プロジェクトは30年間・327億円に及ぶ予算支出を伴う事業であり、市民からの注目を集める重要案件ですから、言うまでもなく、その審議は、あくまで公開の場で公明正大に行われなければなりません。

先の4月28日に行われた同会議では、多数の議員から、非公開にする必要のない会議である点が指摘され、嚴重抗議が行われています。

そもそも、議員全体会議は、従前は、議員選挙後、議会の説明のために行われる儀礼

的な会議（4年に1回の開催）でしかなく、正式の会議ではありません。単に、非公開で行うことができるとされているため、今回は、便宜的に使われていると思われませんが、議員には、内容を秘密にする義務はありません。議長が議員に対し、会議の開催も内容も口外しないよう求めているのは、議会が執行部と談合をしているかのような誤解を与える暴挙であります。

さらに、この会議は告示後の27日・30日にも、PFI事業の契約を議題として予定されているとききます。議長には猛省を求めるものであります。

以上